

伊 勢 市 公 報

第 55 号
平成 20 年 2 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市地区連絡員設置規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 道路の区域変更について	4
○ 道路の供用開始について	5
○ 道路の区域変更について	6
○ 道路の供用開始について	7
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	8
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	9
○ 伊勢市農業委員会委員選挙関係	
・ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	10
○ 伊勢南部土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	11
・ 選挙長の行う告示の方法について	12
・ 候補者届出書等の提出場所について	13
・ 候補者届出書等の様式について	14
・ 投票用紙等に押すべき印について	15
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	16
・ 選挙立会人の選任について	17
・ 投票用紙の様式について	18
伊勢南部土改選選挙長告示	
○ 伊勢南部土地改良区総代選挙選挙長関係	
・ 候補者の届出について	20
・ 無投票の確定について	21
・ 選挙会の日時及び場所について	22
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	23
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	24
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	25
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	26
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	27
○ 犬の抑留について	28
○ 公示送達	29
○ 犬の抑留について	30
○ れいんぼうプラン（伊勢市男女共同参画基本計画）中間案の公表について	31
○ 二見地区活性化計画の策定について	34
○ 伊勢市健康づくり推進条例中間案の公表について	35

伊勢市地区連絡員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 1 号

伊勢市地区連絡員設置規則の一部を改正する規則

伊勢市地区連絡員設置規則(平成 17 年伊勢市規則第 94 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「市の広報紙、県政だより等」を「市の広報紙等」に改める。

第 5 条を次のように改める。

(委嘱期間)

第 5 条 連絡員の委嘱期間は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の連絡員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(定年)

第 6 条 連絡員の定年は、年齢 70 年とし、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日に退職するものとする。ただし、地区の長が連絡員を兼任する場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(委嘱期間の特例)

2 この規則の施行の日以前に年齢 70 歳に達している連絡員は、この規則による改正後の第 6 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に退職するものとする。

伊勢市告示第 11 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 20 年 2 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	日赤神田線	一之木 4 丁目 851 番 4 地先から 一之木 4 丁目 847 番 5 地先まで	旧	16.0	15.0
			新	16.0~22.0	36.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 12 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 20 年 2 月 5 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝熊 26 号線	朝熊町字細田 1720 番 1 地先から 朝熊町字七々原 2388 番 2 地先まで

供用開始の期日 平成 20 年 2 月 5 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 13 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 20 年 2 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	宮本 2 号線	辻久留町字宮出河内 539 番 1 地先から 辻久留町字宮出河内 537 番 3 地先まで	旧	9.2	80.0
			新	9.2～38.5	80.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 14 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 20 年 2 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
宮本 2 号線	辻久留町字宮出河内 539 番 1 地先から 辻久留町字宮出河内 537 番 3 地先まで

供用開始の期日 平成 20 年 2 月 7 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市選管告示第2号

平成20年3月1日現在で調製の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条
第1項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成20年2月4日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室

(参考)

縦覧期間 3月3日（月）から同月7日（金）までの5日間
（公職選挙法第23条）

伊勢市選管告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成20年2月4日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室

(参考)

縦覧期間 3月3日（月）から同月7日（金）までの5日間
（公職選挙法施行令第23条の11）

伊勢市選管告示第4号

平成20年1月1日現在で調製の伊勢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成20年2月4日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記

- 1 縦覧日時 平成20年2月23日から同年3月8日までの間
毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

伊勢市選管告示第5号

平成20年3月6日に任期満了の伊勢南部土地改良区総代選挙を、下記のとおり
執行します。

平成20年2月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | |
|------------|---------------|
| 1 選挙期日 | 平成20年2月19日(火) |
| 2 投票時間 | 午前9時から午後3時まで |
| 3 選挙すべき総代数 | 31人 |

伊勢市選管告示第6号

平成20年2月19日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成20年2月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第7号

平成20年2月19日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成20年2月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市上野町1215番地1
伊勢南部土地改良区事務所

伊勢市選管告示第 8 号

平成 20 年 2 月 19 日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 20 年 2 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用する。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用する。

伊勢市選管告示第9号

平成20年2月19日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成20年2月12日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記



伊勢市選管告示第 10 号

平成 20 年 2 月 19 日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務
代理者を、下記のとおり選任します。

平成 20 年 2 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	坂本 勝弘	省略	久保 一雄

伊勢市選管告示第 11 号

平成 20 年 2 月 19 日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における選挙立会人を、
下記のとおり選任します。

平成 20 年 2 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選 挙 立 会 人			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	近藤 弘	省略	坂本 昌俊

伊勢市選管告示第 12 号

伊勢南部土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 20 年 2 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成二十年
執行

伊勢南部土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

伊勢南部土改選選挙長告示第1号

平成20年2月19日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成20年2月12日

伊勢南部土地改良区総代選挙

選挙長 坂本勝弘

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	2. 12	本人	いけやま ひであき 池山 秀明	男	省略	S 34. 2. 1	49	無所属	農 業
2	2. 12	本人	おかだ としお 岡田 敏男	男	省略	S 17. 9. 4	65	無所属	農 業
3	2. 12	本人	おかだ のりひさ 岡田 典久	男	省略	S 45. 1. 23	38	無所属	農 業
4	2. 12	本人	おかだ ひろかず 岡田 博一	男	省略	S 33. 1. 1	50	無所属	農 業
5	2. 12	本人	こさか まさみち 小坂 正通	男	省略	S 27. 11. 21	55	無所属	農 業
6	2. 12	本人	やまもと かずひさ 山本 一久	男	省略	S 31. 11. 9	51	無所属	農 業
7	2. 12	本人	いのうえ みちお 井上 道雄	男	省略	S 24. 1. 3	59	無所属	農 業
8	2. 12	本人	なかやま くすお 中山 楠雄	男	省略	S 16. 8. 5	66	無所属	農 業
9	2. 12	本人	なかやま さいりち 中山 齋一	男	省略	S 16. 12. 20	66	無所属	農 業
10	2. 12	本人	ひぐち こういち 樋口 耕一	男	省略	S 19. 4. 30	63	無所属	農 業
11	2. 12	本人	ふるかわ まさみ 古川 勝巳	男	省略	S 14. 1. 1	69	無所属	農 業
12	2. 12	本人	ふるかわ ゆきひろ 古川 幸弘	男	省略	S 15. 8. 15	67	無所属	農 業
13	2. 12	本人	やました としかつ 山下 利勝	男	省略	S 19. 1. 8	64	無所属	農 業
14	2. 12	本人	やました よしひろ 山下 美洋	男	省略	S 18. 2. 13	65	無所属	農 業
15	2. 12	本人	おぐら ふじみ 小倉 藤巳	男	省略	S 40. 12. 18	42	無所属	農 業
16	2. 12	本人	さかもと りょういち 坂本 亮一	男	省略	S 37. 2. 7	46	無所属	会 社 員
17	2. 12	本人	なか い ひさお 中井 壽夫	男	省略	S 22. 10. 14	60	無所属	農 業
18	2. 12	本人	なかや てつお 中屋 貫雄	男	省略	S 20. 3. 9	62	無所属	農 業
19	2. 12	本人	なかむら ほんいち 中村 初彦	男	省略	S 34. 9. 29	48	無所属	会 社 員
20	2. 12	本人	にしだ としかず 西田 俊一	男	省略	S 30. 12. 18	52	無所属	会 社 員
21	2. 12	本人	まとば ひろき 的場 弘毅	男	省略	S 32. 8. 25	50	無所属	農 業
22	2. 12	本人	なりた まさき 成田 雅紀	男	省略	S 33. 10. 18	49	無所属	農 業
23	2. 12	本人	にしやま ひさし 西山 久	男	省略	S 26. 12. 3	56	無所属	農 業
24	2. 12	本人	やまもと とおる 山本 徹	男	省略	S 21. 10. 1	61	無所属	農 業
25	2. 12	本人	おか まさくに 岡 昌邦	男	省略	S 16. 2. 11	67	無所属	農 業
26	2. 12	本人	かみのごう ひろし 上之郷 博	男	省略	S 24. 1. 12	59	無所属	会 社 員
27	2. 12	本人	くぼ よしひろ 久保 芳洋	男	省略	S 23. 10. 22	59	無所属	会 社 員
28	2. 12	本人	こぶ いつお 古布 逸郎	男	省略	S 25. 5. 21	57	無所属	農 業
29	2. 12	本人	こぶ たけお 古布 猛雄	男	省略	S 19. 3. 13	63	無所属	農 業
30	2. 12	本人	ひろ くすひこ 廣 楠彦	男	省略	S 21. 11. 7	61	無所属	農 業
31	2. 12	本人	まつおか そうじ 松岡 壮次	男	省略	S 21. 12. 17	61	無所属	農 業

伊勢南部土改選選挙長告示第2号

平成20年2月19日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成20年2月13日

伊勢南部土地改良区総代選挙

選挙長 坂本勝弘

伊勢南部土改選選挙長告示第3号

平成20年2月19日執行の伊勢南部土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び
場所を、下記のとおり定めます。

平成20年2月13日

伊勢南部土地改良区総代選挙

選挙長 坂本勝弘

記

- 1 日 時 平成20年2月19日（火） 午前10時
- 2 場 所 伊勢市上野町1215番1
JA伊勢 伊勢南部支店 2階会議室

伊勢市上下水道事業告示第1号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成20年2月4日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
279	房都設備	四日市市西坂部町 2489番地1	平成20年1月31日

伊勢市上下水道事業告示第 2 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 2 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
38	房都設備	四日市市西坂部町 2489 番地 1	平成 20 年 2 月 4 日

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

平成20年2月13日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
319	西井水道	伊勢市桜木町116番地55	平成20年2月8日

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成20年2月13日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
278	西井水道	伊勢市桜木町116番地55	平成20年2月8日

伊勢市公告第 10 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 2 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
2 人	2 人	9,481 m ²	3 年
50 人	17 人	502,282.10 m ²	5 年
4 人	6 人	64,646 m ²	10 年

伊勢市公告第 11 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 2 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市磯町	雑種	白茶	雄	中	91 日以上	革の首輪 (茶色)

2 抑留した日 平成 20 年 1 月 29 日

3 抑留期限 平成 20 年 2 月 4 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 12 号

公 示 送 達

下記の者の過誤納金還付通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和 23 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 4 項の規定により、生活部戸籍住民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 20 年 2 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

- | | |
|-------|------------|
| 1 住 所 | フィリピン共和国 |
| 2 氏 名 | ラモスペニア ヘスサ |

伊勢市公告 13 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 2 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市竹ヶ鼻	ラブラドル レトリバー	黒	雄	中	91 日 以上	赤い 首輪

2 抑留した日 平成 20 年 2 月 5 日

3 抑留期限 平成 20 年 2 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 14 号

れいんぼうプラン（伊勢市男女共同参画基本計画）を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりれいんぼうプラン（伊勢市男女共同参画基本計画）中間案を公表します。

なお、れいんぼうプラン（伊勢市男女共同参画基本計画）中間案について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 2 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する条例案

れいんぼうプラン（伊勢市男女共同参画基本計画）中間案
案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市生活部市民参画交流課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 20 年 2 月 8 日（金）

至 平成 20 年 3 月 7 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市生活部市民参画交流課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市生活部市民参画交流課 伊勢市役所本館 2階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市役所 市民参画交流課

ファクシミリ 0596-21-5522

電子メール kouryu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成20年3月7日(金)午後5時まで【ただし、郵送の場合は、当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市生活部市民参画交流課 電話 0596-21-5513

伊勢市公告第 15 号

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項の規定により、二見地区活性化計画を策定しましたので、同法第 5 条第 10 項の規定により、次のとおり当該計画を公表します。

平成 20 年 2 月 8 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を産業部農林課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 16 号

伊勢市健康づくり推進条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市健康づくり推進条例中間案を公表します。

なお、伊勢市健康づくり推進条例中間案について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 2 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する条例案

伊勢市健康づくり推進条例中間案

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市健康福祉部健康課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所福祉健康課
- (4) 小俣総合支所福祉健康課
- (5) 御園総合支所福祉健康課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見老人福祉センター
- (20) 伊勢市小俣保健センター
- (21) 伊勢市ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 平成 20 年 2 月 15 日（金）

至 平成 20 年 2 月 29 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市健康福祉部健康課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部健康課

郵送 〒516-0076 伊勢市八日市場町 13 番 1 号 伊勢市健康福祉

部健康課

ファクシミリ 0596-21-0683

電子メール ise-hset@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成20年2月29日（金）午後5時まで

【ただし、郵送の場合は、当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市健康福祉部健康課 電話 0596-27-2435